

1 趣旨

令和4年4月に成立した道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「令和4年改正法」という。）の規定のうち、特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等をいう。以下同じ。）に関する規定が令和5年7月1日に施行されることに対応するため、横浜市市税条例施行規則（昭和25年12月横浜市規則第80号。以下「規則」という。）の一部を改正しました。

2 改正の概要

令和4年改正法において、「原動機付自転車」の区分として「特定小型原動機付自転車」が新たに定義されました。当該改正規定については、令和5年7月1日に施行されます。

当該改正規定の施行に合わせて、特定小型原動機付自転車に係る課税標識（ナンバープレート）を交付することができるよう様式を追加するとともに、関連する様式の文言整備を行いました（第66号様式（その1）から第66号様式（その4）まで、第68号様式（その1）及び第68号様式（その2））。

3 公布及び施行日

(1) 公布日

令和5年6月23日

(2) 施行日

令和5年7月1日